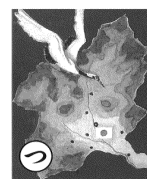




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第8号)

目次

ページ

企業管理規程

- 群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(発電課) 2
- 群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程(総務課) 2
- 群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程(同) 3
- 群馬県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程(同) 3
- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 3
- 群馬県自動車駐車場条例施行規程を廃止する規程(施設管理室) 4
- 群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(財務課) 4

公営企業訓令

- 群馬県企業局の資産単位物品表の一部を改正する訓令(財務課) 5

病院管理規程

- 群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(総務課) 5
- 群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(同) 6
- 群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程(同) 6
- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 6

■企業管理規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「法定事業者検査」の下に「及び使用前自己確認」を加え、「第二十一条」を「第二十二條」に改める。

第六条第一項第六号中「。」の下に「並びに使用前自己確認」を加える。
第十二条第一項中「風力発電設備」を「太陽電池発電設備」に改め、「太陽電池

発電設備については別表第五」を削る。

第七章の章名及び第二十条の見出し中「法定事業者検査」の下に「及び使用前自己確認」を加え、同条第一項中「法定事業者検査」の下に「及び使用前自己確認」を加え、「監督」を「保安監督」に改め、同条第二項中「群馬県は法定事業者検査に関することにおいて、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その」を「前項の法定事業者検査においては、当該電気工作物の」に改め、「及び」の下に「当該電気工作物」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の使用前自己確認においては、当該電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

本則に次の一條を加える。
(使用前自己確認の結果の記録)

第二十二條 使用前自己確認に関する記録は、次に掲げる事項について記録しておくものとする。

- 一 使用前自己確認を行った年月日
 - 二 使用前自己確認の対象
 - 三 使用前自己確認の方法
 - 四 使用前自己確認の結果
 - 五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
 - 六 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 当該電気工作物の種類に応じて経済産業省令で定める添付書類
- 2 前項の記録は、五年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

電源開発

別表第一中「電源開発室」を

群馬コンベンションセンター太陽光発電所の発電設備の工事の計画及び実施)

「、風

群馬コンベンションセンター太陽光発電所

「力発電所」及び「群馬風力発電所」を削り、

鬼石発電所

を「鬼石発電所」

「東京電力㈱から」を「高圧

群馬風力発電所

に改め、「群馬」を削る。

別表第四を削り、別表第五を別表第四とする。

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

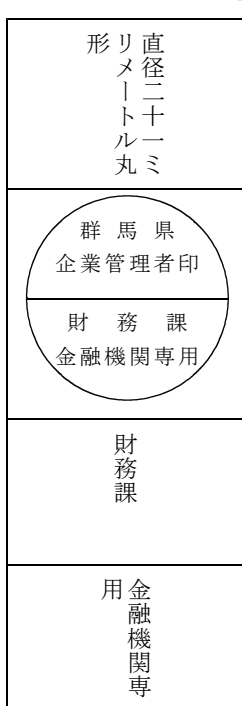
群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第二号

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程

群馬県企業局公印規程(昭和三十七年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別表企業管理者印の項中



を

附則
この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

直径二十一ミリメートル丸	群馬県企業管理者印
方二十七ミリメートル	群馬県企業印 何工業用水道事務所登記専用
	財務課 金融機関専用
	何工業用水道事務所 登記事務用

に改める。

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県企業管理者 関

勤

群馬県企業管理規程第三号

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「自動車駐車場事業、」を削る。

第十一条第一項の表群馬県坂東発電事務所項中「、吉岡風力発電所」を削る。

第十一条の三第二十三号中「吾妻発電事務所」の下に「以外の発電事務所にあつては、不動産の無償借入れに関すること」を加える。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県企業管理者 関

勤

群馬県企業管理規程第四号

群馬県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和三十三年群馬県電気事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(年次有給休暇の取得)

第十一条 所属長は、年次有給休暇が十日以上与えられた職員に対しては、年次有給休暇を与えた日から一年以内に、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち五日について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を定めて取得させるものとする。ただし、当該職員が年次有給休暇を自ら請求し、取得した場合においては、当該取得した年次有給休暇の日数(当該日数が五日を超える場合には、五日とする。)分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県企業管理者 関

勤

群馬県企業管理規程第五号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「別表第五に掲げる支給地域」を「群馬県」に、「同表上欄に掲げる支給地域の区分に応じ、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合」を「百分の二・五」に改め、同条各号を削る。

第十四条第一項第一号中「別表第六」を「別表第五」に改め、同項第二号中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改め、同条第二項の表備考第一号中「別表第六」を「別表第五」に改め、同条第四項中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改める。

第十五条第二項中「六月に支給する場合には百分の百三十七・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額」を「百分の百三十七・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額」に、「額」を「額」に改め、同条第三

項を次のように改める。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

第十六条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「別表第八」を「別表第七」に改め、同条第五項中「別表第五に掲げる支給地域」を「群馬県内」に改める。

別表第五を削り、別表第六を別表第五とし、別表第七を別表第六とし、別表第八を別表第七とする。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県自動車駐車場条例施行規程を廃止する規程をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第六号

群馬県自動車駐車場条例施行規程を廃止する規程

群馬県自動車駐車場条例施行規程(平成三十三年群馬県企業管理規程第五号)は、廃止する。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十三年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第五号を削り、同条第六号中「別表第六」を「別表第五」に改め、同号を同条第五号とする。

第五十五条第二項中「債権管理簿」を「未調定債権管理簿」に改める。
第五十七条の二第一項中「別表第七」を「別表第六」に改める。

第百八十八条中「高率的運用」を「効率的運用」に改める。
第百九十三条第三項第一号中「風力発電」を削る。
別表第一の1の表中「風力」及び「風力」を削り、別表第一の2の表中「風力」を削り、別表第一の3の表中

「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。

「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。

「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。

「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。

「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。

「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。
「特別修繕引当金(風力)」を削る。

別記様式第七十七号中

5	事故発見の契機	
5	違反した法令 及び条項	
6	事故発見の契機	

「6」を「7」に、「7」その他必須な事項」を「8」その他必須な事項」に、「8」を「9」に改める。

附則
この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

■公営企業訓令

群馬県公営企業訓令甲第一号

群馬県企業局の資産単位物品表の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

群馬県企業管理局 関 勤
県庁 地域機関

群馬県企業局の資産単位物品表の一部を改正する訓令

群馬県企業局の資産単位物品表(昭和四十二年群馬県公営企業訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表を削り、別表の4の表を別表の3の表とする。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

■病院管理規程

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県病院管理規程第一号

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表中

共済費	支出負担決議同兼支出票	を
共済費	支出負担決議同兼支出票	を
給食の食材購入費(食材費)	支出負担決議同兼支出票	に改める。

第五十四条第三項第四号中「需用費」を「需用費」に改める。

第八十条ただし書中「の各号」を削り、「それぞれ当該各号に定める」を「四半期分の額の範囲内において、第四号に掲げる経費で常時必要とするものうち管理者が特に必要と認めた経費は一月分の」に改め、同条第一号中「(四) 四半期分の予定額」を「(一)」に改め、同条第二号中「社会参加費 四半期分の予定額」を「社会参加費」に改め、同条第三号中「災害等緊急経費 一月分の金額」を「災害等緊急経費」に改め、同条第四号中「経費 一月分の金額」を「経費」に改め、同条第五号を削る。

第八十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、資金前渡職員は、前条各号に掲げる経費で常時必要とするものについては、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期間内において支出命令者の確認を受けるものとする。ただし、同条第三号に規定する経費について、別に定めがある場合は、この限りでない。

一 前条第一号に該当するもの 当該年度終了後十日以内

二 前条第二号から第四号までに該当するもの(次号に該当するものを除く。)

三 当該四半期終了後十日以内

四 当該月終了後十日以内

第五十二条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 保険料

第六十一条第一項中「第四百四十八条第一項第三号、第六号又は第七号」を「政令第二十一条の第十四第一項第五号、第八号若しくは第九号又は特例政令第十條第十項に、「第十條第一項各号」を「第十條第一項各号」に改め、同条第二項中「第四百四十八条第一項第六号又は第七号」を「政令第二十一条の第十四第一項第八号又は第九号」に改める。

附則
この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職員就業規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、病院業務の運営上、前二項の勤務時間により難い場合の勤務時間については、業務に支障のないよう病院の長(以下「院長」という。)が定める。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院業務の運営上、同項の休憩時間により難い場合の休憩時間については、一時間とし、業務に支障のないよう所定の勤務時間の途中に院長が定める。

第七条第一項中「病院の長(以下「院長」という。)」を「院長」に改める。

第十七条第二項中「職員」を「前項に規定するものほか、職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、年次有給休暇が十日以上与えられた職員に対しては、年次有給休暇を与えた日から一年以内に、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち五日について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を定めて取得させるものとする。ただし、当該職員が年次有給休暇を自ら請求し、取得した場合においては、当該取得した年次有給休暇の日数(当該日数が五日を超える場合には、五日とする。)分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条第四項中「がん相談支援センター」の下に「及びがんゲノム医療連携室」を、「薬剤課」の下に「を置き、がん相談支援センターに相談支援課」を加える。

第五条第二項中「がんセンターがん相談支援センター」の下に「及びがんゲノム医療連携室」を加え、同項の表がんセンターの部に次のように加える。

がんゲノム医療連携室
一 がんゲノム医療中核拠点病院等との連携に関すること。
二 がんゲノム医療に係る職員への指導に関すること。

第七条第五項中「麻醉科部長」を「第四内科部長及び麻醉科部長」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
